

# 社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会 情報公開規程

(平成18年6月1日制定)

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第24条の趣旨にのっとり、社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する住民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「文書等」とは、本会の役員及び職員（以下、「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下、同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、本会が管理しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

## (本会の責務)

第3条 本会の会長（以下、「会長」という。）は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報が保護されるように最大限の配慮を行うものとする。

## (利用者の責務)

第4条 この規程に定めるところにより、文書等の公開を請求しようとする者は、文書等の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## (公開の請求をすることができる者)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、会長に対し、文書等の公開を請求することができる。

## (公開請求の方法)

第6条 文書等の公開を請求しようとする者は、公開請求書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 文書等の名称その他の公開請求にかかる文書等を特定するために必要な事項

(3) その他本会が定める事項

2 会長は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下、「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

## (文書等の公開義務)

第7条 会長は、公開請求があつたときは、公開請求にかかる文書等に次のいずれかに該当する情報（以下、「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該文書等を公開しなければならない。

(1) 法令等の規定により、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（本会を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 本会の内部又は本会と他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当になられるおそれ、又は特定のものに不当に利益を若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(5) 本会が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性上、当該事務又は事業の適正な行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

イ 又は にかかるとし、正確な事 の を にするおそれ又は 法若しくは不当な行 を にし、若しくはその発見を にするおそれ

ロ 、交 又は争 にかかるとし、本会の財産上の利益又は当事者としての地位を しく害するおそれ、若しくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさ るおそれ

にかかるとし、その公正か 率的な 行を しく 害するおそれ  
人事管理にかかるとし、公正か なる人事の確保に しく支障を及ぼすおそれ

(6) 本会の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないことの条 で 意に提供された情報であって、個人又は法人等における として公にしないとされているものその他の当該条 を することが当該情報の性 、当 の 等に らして合理的であると認めるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部 公開)

第8条 会長は、公開請求にかかる文書等の 部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報にかかる部 を に区 して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部 を除いた部 に き公開しなければならない。ただし、当該部 を除いた部 に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

(文書等の に関する情報)

第 条 公開請求に対し、当該公開請求にかかる文書等が しているか かを るだけで、非公開情報を公開することとなるときには、会長は、当該文書等の を明らかにしないで、当該公開請求を することができる。

(公開請求に対する決定等)

第1 条 会長は、公開請求にかかる文書等の 部又は 部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、 かに情報公開決定 知書（様式第2号）又は情報公開（部 公開）決定 知書（様式第3号）により 知するものとする。ただし、当該決

定の内 が 部公開する旨であって、公開請求書の提出があった日に文書等の公開をするときは、 により 知することができる。

2 会長は、公開請求にかかる文書等の 部を公開しないとき（第 条の規定により公開請求を するとき及び公開請求にかかる文書等を管理していないときをむ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、 かに情報公開（非公開）決定 知書（様式第4号）により 知するものとする。

3 会長は、 2項の規定により、文書等の 部を公開する旨の決定以 の決定をする場合は、 項に規定する書 にその理 を 記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 条 項の決定（以下、「公開決定等」という。）は、公開請求書が提出された日から して14日以内に行 なければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に しない。

2 項の規定にかか らず、会長は、事務 理上の その他正当な理 があるときは、 項に規定する期間を 長することができる。この場合において、会長は、公開請求者に対し、 かに情報公開（期間 長）決定 知書（様式第5号）により 知しなければならない。

3 項の場合において、会長は、公開請求書が提出された日から して3 日以内に決定するよう努めるものとする。

（事 の ）

第12条 公開請求にかかる文書等が他の 関により作成されたものであるときその他他の 関において公開決定等をするに き正当な理 があるときは、当該他の 関と協議の上、当該他の 関に対し、事 を することができる。

（第 者に対する 会の ）

第13条 公開請求にかかる文書等に公開請求者以 のもの（以下、「第 者」という。）に関する情報が記録されているときは、会長は、公開決定等をするにあたって、当該第 者に対し、意見を る 会を ることができる。

（公開の ）

第14条 会長は、第1 条第1項の規定により、文書等の 部又は 部を公開する旨の決定をしたときは、 かに公開請求者に対し、文書等の公開を行うものとする。

2 文書等の公開は、 、 又は しの交 のう 、文書、図画、 及びフィルムに いては、その 別に じて、電磁的記録に いては、その 別、情報 の進 を し、適 な方法により行う。

3 項の 又は の方法による文書等の公開にあつては、会長は、当該文書等の保 に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理 があるときは、その し によりこれを行うことができる。

（他制 との ）

第15条 法令又はその他の規程等に、文書等を し、 し、若しくは し、又は 文書の 本、 本その他の しの交 を受けることができる旨の規定がある場合における当該文書等の公開に いては、当該法令又は他の規程等の規定によるものとする。

（ 用の ）

第16条 この規程による文書等の公開にかかる 用は、 とする。ただし、本会は文書の しの交 に要する に いて、請求者に を求めることができる。

（公開請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第17条 会長は、文書等の公開請求をしようとする者が 法的に公開請求をすることができるよう、本会が管理する文書等の特定に する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利 を考慮した適 な を じるよう努めるものとする。

( 議の 出)

第18条 公開決定等に不 がある者は、公開決定があつたことを知った日の 日からして3 日以内に、会長に対して 議 出書(様式第6号)により 議の 出(以下、「 議 出」という。)をすることができる。

2 会長は、 項の 議 出があつた場合は、当該 議 出の対 となつた公開決定等について 検討を行った上で、当該 議 出をした者に対し、 議 出 書(様式第7号)により、 するものとする。

(情報提供の推進)

第1 条 本会は、この規程に定めるものの か、本会が行う事業に関する情報の提供に努めなければならない。

(文書等の管理)

第2 条 本会は、この規程の適正か な運用に するため文書等を適正に管理するものとする。

( )

第21条 この規程に定めるものの か、この規程の 行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

この規程は、平成18年6月1日から 行する。